事 務 連 絡 令和3年12月22日

各機関補助金事務担当 殿

大臣官房会計課 企画専門官(法規担当)

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の取組について

令和3年の地方分権改革に関する提案募集において、国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった告示(平12建設省告示1171号)に係る都道府県の知事が行う事務について、地方公共団体の事務負担の軽減に関して提案がなされ、別添のとおり令和3年の地方からの提案等に関する対応方針が閣議決定されました。

補助金等の交付に関する事務については、従来から関係法令や各補助金等の要綱・要領等に基づき適正に取り組んでいただいているところでありますが、 当該閣議決定の趣旨を踏まえ、地方公共団体や各補助金事務担当者の事務負担 軽減のため、補助金等の交付決定のための確認については、引き続き法令や各補助金等の要綱等に基づき必要最小限のものとするよう、改めて関係職員に対する周知を図っていただきたい。